

令和七年度

第二回収蔵文書の紹介展

広島県立文書館所蔵の 原爆関係資料



2025.11.11^火 - 2026.2.21^土

令和7年(2025)8月6日、広島は被爆80年を迎えました。広島県立文書館では、20年前の平成17年(2005)に「資料が語る被爆60年」展を開催し、当館が所蔵する原爆関係資料を紹介しました。その後、平成24年には、「広島県立文書館が所蔵する原爆関係資料について」と題して、関係資料の目録をホームページに公開しています。

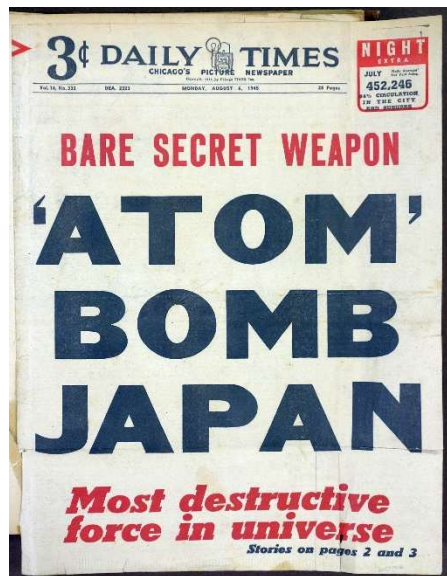
今回の展示は、20年前の展示をもとに、その後新たに収集した資料を加えて再構成したものです。被爆から80年が経過し、被爆者から直接体験を聞くことが困難になってきています。今後は、原爆関係資料を適切に保存し、被爆の実態と平和への取組を後世に伝えていくことが一層重要になると思います。本展が、関係資料の保存と利用を進めるための一つの契機となれば幸いです。

1.原爆投下とその被害

昭和20年(1945)8月6日、広島に人類史上初めて原子爆弾が投下された。原爆は極めて残虐な兵器であったが、アメリカは戦争終結の大義を主張して正当化した。イギリス紙デイリー・エクスプレスのピーター・バーチェットなど、外国人記者による現地の惨状報道は限られたものであった。

原爆の被害は、事前の防空計画をはるかに超えたもので、県庁・市役所など、救護のための組織や施設は壊滅状態となった。爆心から離れていた宇品の陸軍船舶司令部に続き、県内各町村の警防団や医療救護班が広島に駆け付け、負傷者の搬送、救護所の開設、死体の処理、道路の啓開などの活動を行った。

また、多くの被災者が市外に避難した。そのため、当館が所蔵する芸北町役場文書や山野村役場文書などにも、関係資料が残されている。



◀ DAILY TIMES [デイリー・タイムズ (シカゴ)]

1945年8月6日 [大下広所蔵資料]

原爆投下の16時間後(日本時間の7日未明)、アメリカのトルーマン大統領は、広島に投下した新兵器が原子爆弾であることを発表し、アメリカでは8月6日の夕刊から大々的に報道された。

この新聞の1面には、「BARE SECRET WEAPON (極秘の兵器)」、「Most destructive force in universe (宇宙で最も破壊的な力)」と記され、2・3面にはトルーマンの声明文と原子爆弾の威力や仕組みなどについての記事が掲載されている。

▶ Chicago Daily Tribune (シカゴ・デイリー・トリビューン) 1945年8月8日 [大下広所蔵資料]

見出しに「4平方マイルを壊滅」、「爆風は広島から10マイル離れたB29をぐらつかす」、「原子爆弾は日本の都市の五大重要産業ターゲットを破壊」とある。挿絵は、「JAP SNEAK ATTACK PEARL HARBOR (日本の真珠湾奇襲攻撃)」が「CATASTROPHIC ATOMIC BOMB (破滅的な原子爆弾)」の導火線になったと風刺したものである。

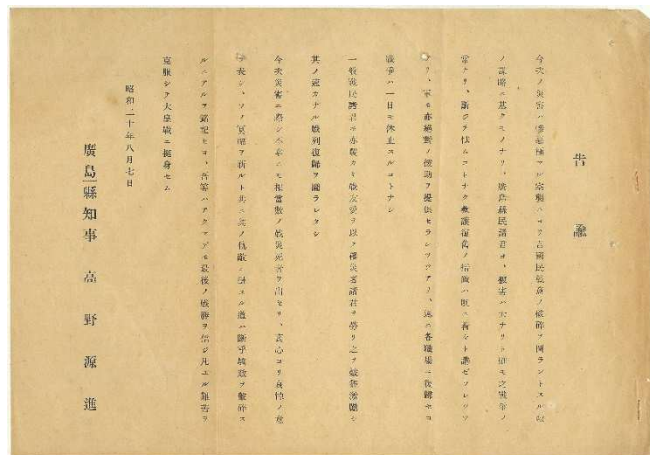


◀ 広島県知事高野源進告諭 昭和20年(1945)8月7日

[亘 春市文書 198805-1]

原爆被災翌日の8月7日、広島県知事高野源進(1895~1969)が県民に示した告諭。この度の災害は、惨悪極まる空襲によって国民の戦意を砕こうとする敵の謀略に基づくものである。被害は大きい、救護復旧の措置は着々と講じられているので、断じてひるむことなく、各々の職場に復帰せよと述べている。

高野知事は、8月6日は備後地方へ出張中で、原爆投下の報を聞いて直ちに広島へ向かった。水主町の県庁舎が壊滅したため、午後6時30分頃に県の第一避難所であった比治山町の多聞院に入り、県防空本部を設置した。翌7日からは下柳町の東警察署を仮庁舎として救援活動の陣頭指揮に当たった。



其後は御無沙汰のみ
仕り申訳無し之候、
大東亜戦争も斯かる
終結を見んとすに
皇念を極に奉る存候、
然れ共今や何をか言
はむ、只管承詔必
謹、皇国の再建を
期するのみに御座候、
当地も原子爆弾の
攻撃により、誠に惨
虚の極に御座候、
閣下過般貴族院
議員に御栄任、重
大なる時局に重大なる
御責務、切に御自愛
御健闘の程御祈り
申上候、
当県庁員にして既に
死亡せるもの六百六名
尚相当数の死者を
出すことと存じ居り候、
生を全ふせしものも多
くは出張等の為当地に
在らざりし者にして、
重軽傷者を加ふれ
ば在庁員の全部と
云ふも過言に無之候、
将来の戦争態形
につきては深く考ひ
させらるゝもの有之、
空の如きは如何とも
すべからざる次第と
存ぜられ候、
科学の研究こそ
将来戦争の勝負
を決する唯一無二の
戦法かと存ぜられ候、
遙かに閣下の御勇健
と御敢闘とを御祈り
申上候
九月七日
高野源進 拜具

池田清宛て高野源進書簡
九月八日
高野源進

池田清宛て高野源進書簡
九月八日
高野源進

池田清宛て高野源進書簡
九月八日
高野源進

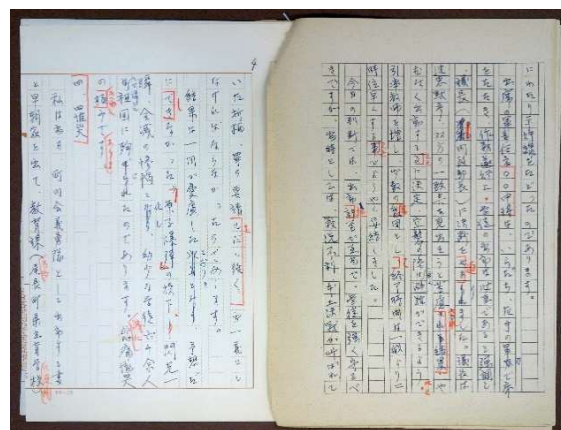
謹啓
其後は御無沙汰のみ
仕り申訳無し之候、
大東亜戦争も斯かる
終結を見んとすに
皇念を極に奉る存候、
然れ共今や何をか言
はむ、只管承詔必
謹、皇国の再建を
期するのみに御座候、
当地も原子爆弾の
攻撃により、誠に惨
虚の極に御座候、
閣下過般貴族院
議員に御栄任、重
大なる時局に重大なる
御責務、切に御自愛
御健闘の程御祈り
申上候、
当県庁員にして既に
死亡せるもの六百六名
尚相当数の死者を
出すことと存じ居り候、
生を全ふせしものも多
くは出張等の為当地に
在らざりし者にして、
重軽傷者を加ふれ
ば在庁員の全部と
云ふも過言に無之候、
将来の戦争態形
につきては深く考ひ
させらるゝもの有之、
空の如きは如何とも
すべからざる次第と
存ぜられ候、
科学の研究こそ
将来戦争の勝負
を決する唯一無二の
戦法かと存ぜられ候、
遙かに閣下の御勇健
と御敢闘とを御祈り
申上候
九月七日
高野源進 拜具
池田清閣下

▲ 池田清宛て高野源進書簡 昭和 20 年(1945)9 月 7 日 (元広島県知事高野源進書簡 201310-1-3)

高野源進知事が、前任地の上司であった池田清元大阪府知事に宛てた書簡。被爆 1 か月後に、安芸郡府中町向 洋の東洋工業内に仮移転した県庁から出されたものである。原爆被災によって水主町の県庁舎は倒壊し、この時点で県職員 606 名の死亡が確認されており、なお相当数の死者を出すだろうと述べている。高野は、原爆投下前の 7 月 21 日に池田に宛てた書簡の中で、「中小都市の総てが焦土と化せる昨今、当広島市のみは、さしたる被害も蒙らず、却って気味悪き様感ぜられ居り候」と述べていたが、その予感が最悪の形で的中することになった。

▶ 『広島県庁原爆被災誌』手記原本 昭和 50~51 年(1975~76) (県行政文書 S01-2014-438・439)

『広島県庁原爆被災誌』は、原爆投下前後の広島県庁や関係機関の状況、及び当時の在職職員の活動の様子を記録したもので、被爆 30 周年の昭和 51 年(1976)3 月に広島県が刊行した。この資料は、同書の出版に当たって被爆時の在職職員や遺族から提供された手記の原本で、1,529 名(生存者 677 名、遺族 852 名)に協力を依頼し、422 名から手記が寄せられた。このうち 122 名の手記が掲載された。



■ 長谷川武士氏(当時、内政部兵事教学課)の手記から

昭和二十年七月初旬、県庁会議室で、広島市の建物疎開に関する協議会が開催されました。軍・県市関係・市内中等学校長・国民学校長・各学校担任教師代表が出席した。会議は、未動員学徒を出勤させることの可否についてでした。(中略)

会議は、空襲下、戸外の作業に幼少な学徒を出勤させることが問題となりました。(中略) 学校関係者は、口を揃えて危険な作業に出ることを極力反対しました。しかし軍関係は承知せず、防災計画上一日を争う急務だからと強く出勤を要望しました。会議は長時間にわたり平行線をたどったのであります。出席の軍責任者(〇〇中將)は、いらだち、左手の軍刀で床をたたき、作戦遂行上学徒の出勤は必至であると強調し、議長(内政部長)に決断を迫りました。(中略)

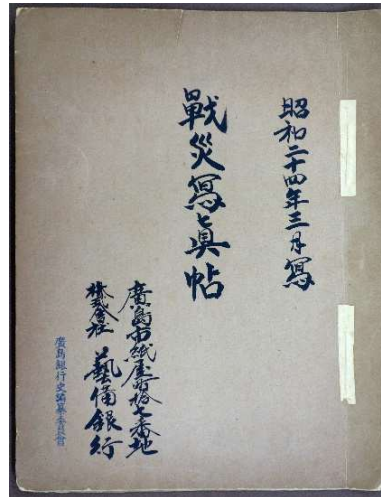
やむなく出勤することに決定、空襲の際は早く避難できるようにと引率教師を増し、少数の集団として終了時間は一般より二時(間)位早くすることでようやく妥結しました。(中略) 結果は一同が憂慮したとおり、予想だにしない「原子爆弾」の投下、閃光一瞬、全滅の惨禍と化し、幼少な学徒六千余人は可憐にも祖国に殉じたのであります。悲痛慟哭のきわみであります。



◀ 「水主町^{かこまち}の土となって 旧県立広島病院原爆死没者 33 回忌」

昭和 52 年(1977) 7 月 10 日 [坪坂道子氏所蔵文書 201507-1]

広島市中島町の浄円寺で営まれた旧県立広島病院原爆死没者 33 回忌法要の資料で、死没者と生存者の名簿が掲載されている。この資料を当館に寄贈した坪坂道子氏は、水主町の県病院内にあった県立看護婦養成所を昭和 20 年 3 月に卒業し、原爆投下時は広島市郊外祇園町の三菱重工広島診療所に勤務していた。避難してきた被爆者の救護に 1 か月以上従事し、その時の体験をまとめた手記を河合藤子編著『水主町官有一〇三番地が消えた日』[平成 8 年(1996) 3 月、家族社]に寄せている。



▶ 戦災写真帖 昭和 24 年(1949) 3 月

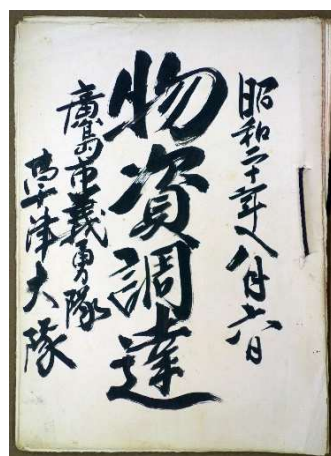
株式会社芸備銀行[広島銀行「創業百年史」編纂資料 199109-2325]

広島市紙屋町にあった芸備銀行本店(現在の広島銀行本店)の原爆被災状況を写したもので、昭和 24 年(1949) 3 月に撮影された。



▲ 昭和二十年八月六日 広島市戦災地スケッチ 高増径草筆 [小都勇二資料 201301-1991]

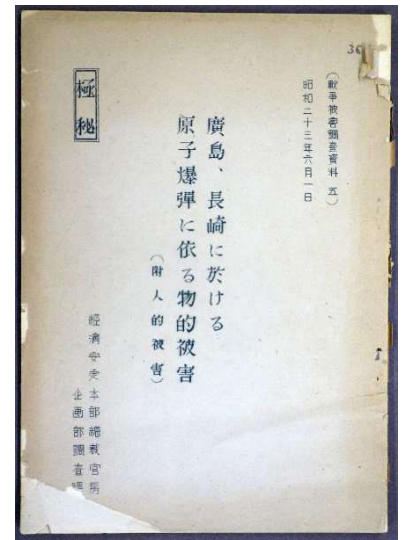
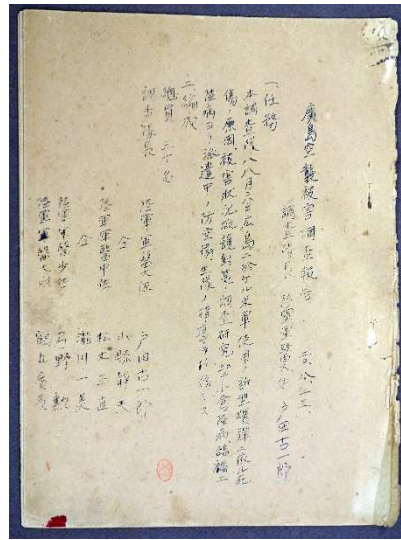
高増径草(1901~85、本名は啓蔵、別号は其曉)は東京に生まれ、幼い頃に聴覚を失ったが、日本画を学び、広島県立盲啞学校(のち広島県立聾学校)の美術教師となった。原爆投下 1 か月後の 9 月 9 日~10 日に疎開先の高田郡吉田町から広島へ入り、焼け跡の状況をスケッチした。原画は遺族から広島平和記念資料館に寄贈されており、最も初期に描かれた原爆画といわれている。この資料は、その原画をもとにして描き直し、画帖に仕立てたものとみられ、15 点の絵画が収録されている



◀ 昭和二十年八月六日戦災 大隊日誌 ほかに関係書類

広島市義勇隊草津大隊 昭和 20 年(1945) 8 月 6 日~ [小川家文書 200603-2-4-8~12、2-5-4]

広島市の国民義勇隊・草津大隊による被爆者救護活動の関係書類。原爆投下直後の 8 月 6 日午前 9 時頃から草津国民学校に多数の罹災者が避難してきたため、同校に草津救護所が開設された。当日中に地元の医療班 8 人と駐屯中の軍隊 30 人が重軽傷者 545 名を収容し、約 4 千人の治療を行った。草津大隊と草津連合町内会は、6 日以降、物資の調達など、医療以外の一切の事務を担当した。



▲ 空襲被害状況等ニ関スル件 (第三報)
昭和 20 年(1945) 8 月 8 日
[山岡彦人文書 198834-4]

原爆投下による 8 月 8 日時点の被害状況をまとめたもの。広島県知事から、軍の各機関や警察、消防署などに送付された。投下弾の性能について、「詳細不能ナルモ極メテ高性能ヲ有スル新兵器ノ如ク」としている。

▲ 広島空襲被害調査報告
昭和 20 年(1945) 8 月 13 日
[渡辺史郎氏収集文書 198835-1]

氏名	性別	年齢	職業	死亡年月日	備考
右	男	15	学生	昭和 20 年 8 月 8 日	広島市南区
左	女	15	学生	昭和 20 年 8 月 8 日	広島市南区

▲ 広島、長崎に於ける原子爆弾に依る物的被害 (附 人的被害)
昭和 23 年(1948) 6 月 1 日
経済安定本部總裁官房企画部調査課 [行政資料 Z-12410]

◀ 死亡診断書綴 山野村役場 昭和 20 年(1945) [山野村役場文書 199607-2471]

深安郡山野村(現在の福山市)が収受した、昭和 20 年(1945)の死亡診断書綴の中に含まれる一通。原爆罹災後に帰村し、8 月 31 日に亡くなった 15 歳の男性に関するものである。病名は「原子爆弾瓦斯中毒」と記されており、放射能による原爆症で亡くなったものとみられる。

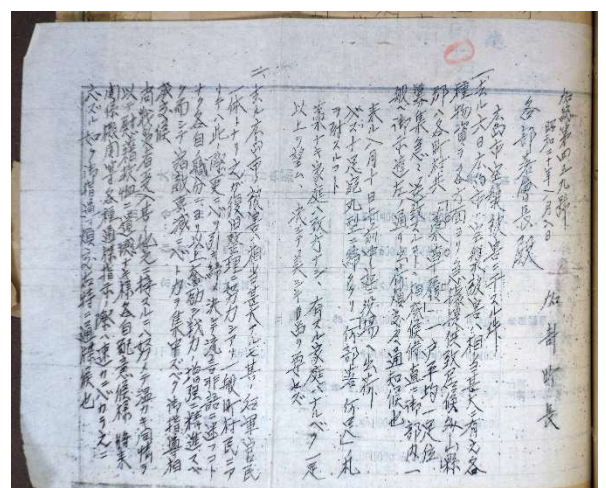
◀ 戦災関係書類 八幡村役場 昭和 20~21 年(1945~46)

[芸北町役場文書 198911-2996]

山県郡八幡村(現在の北広島町)が作成した昭和 20~21 年(1945~46)の戦災関係書類に含まれる文書。昭和 20 年 8 月 18 日、広島市の原爆や 7 月の呉空襲により罹災し帰村した 10 名に対し、災害給与金等の支給手続きのため、役場に出頭するように依頼したものである。

▶ 広島市空襲被害に関する件 昭和 20 年(1945) 8 月 8 日
[井上家文書 200709-392]

原爆投下 2 日後の 8 月 8 日に、山県郡加計町長が町内の各部落会長に送った通知文書。広島市の空襲被害は相当甚大で、物資を各方面より提供することになったが、山県郡の各町村は藁草履を 1 戸平均 1 足ほど送ることになったので、10 日の午前中までに役場へ出荷するように指示している。また、軍官民が一体となって復旧に努めているので、決して流言非語(飛語)に迷うことなく、各自の職分に奮励すること、戦災者に対しては努めて温かい同情をもって接し、慰藉救恤(精神的・物質的な支援)に配慮するように求めている。



2. 占領下の原爆問題

原爆を開発したアメリカは、情報を独占し原爆投下への批判を回避するため、原爆に関する情報の統制を図った。終戦直後には、国内の新聞で原爆の惨状が報道されていた[「この世の生き地獄 殺傷に有効な時と場所をねらふ 原子爆弾 犠牲の大半は女子供」(昭和20年(1945)8月24日、毎日新聞)、「広島に取り憑いた“悪霊” 二週間後には死亡者倍増」(8月25日朝日新聞)など]。しかし、占領軍は原爆被害に関する厳しい言論統制を実施した。昭和20年9月19日からはプレスコードに基づく検閲が始められ、自主規制もあって、原爆被害を正面から取り上げる報道は影を潜めるようになった。

この時期、原爆被害の実態を伝える動きは、「原爆の図」展など、一部の取組にとどまった。こうしたことから、生存している被爆者の惨状も放置されたままだった。



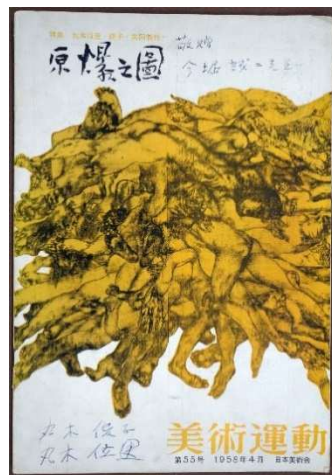
▲ 昭和天皇の広島巡幸 昭和22年(1947)12月7日
[中島弘資料 200106-7]

広島市を訪れた昭和天皇は、旧広島護国神社前の市民広場で、市民5万人の歓迎を受けた。天皇は「広島市の受けた災禍に対しては同情にたえない。われわれはこの犠牲を無駄にすることなく、平和日本を建設して世界平和に貢献しなければならない」と述べた。



▲ 第3回平和祭 昭和24年(1949)8月6日 [田中嗣三資料 200526-34]

被爆2年目の昭和22年(1947)8月6日に、第1回平和祭が開催された。平和祭は、被爆した市民の平和への意志を全世界にアピールする機会として提案され、マッカーサー連合軍最高司令官もメッセージを寄せた。翌23年には、「ノーモア・ヒロシマズ」を訴えた第2回平和祭が、24年には、広島平和記念都市建設法の公布記念式典として、第3回平和祭(写真)が開催された。



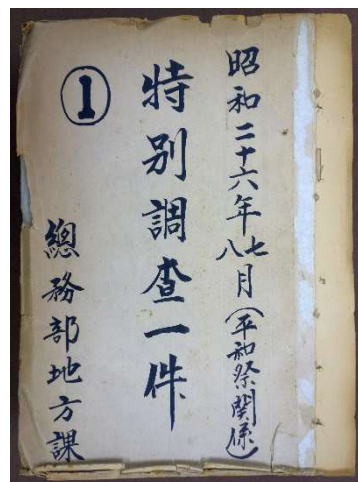
▲ 『美術運動』第55号 昭和33年(1958)4月
日本美術会 [今堀誠二文書 199608-7-1]

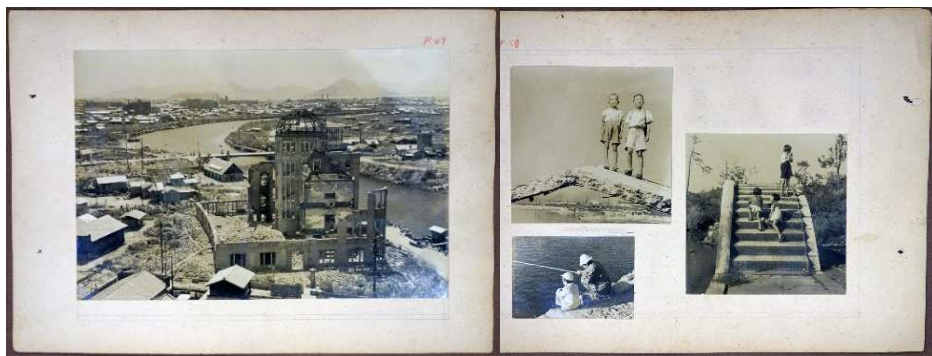
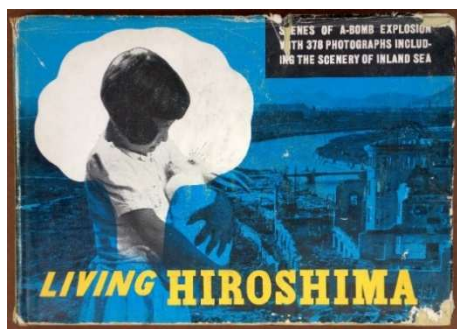
丸木位里(1901~95)と丸木俊子(丸木俊、1912~2000)は「原爆の図」を制作し、全国各地で巡回展を開催した。この展覧会は、占領下において原爆被害の実態を伝える上で大きな役割を果たした。昭和25年(1950)2月から翌年11月まで全国51か所を巡回し、総入場者数は64万9千人に及んだ。その後、世界を巡回した。

▶ 特別調査一件 昭和26年7・8月(平和祭関係) 総務部地方課

[県行政文書 S01-2012-1442]

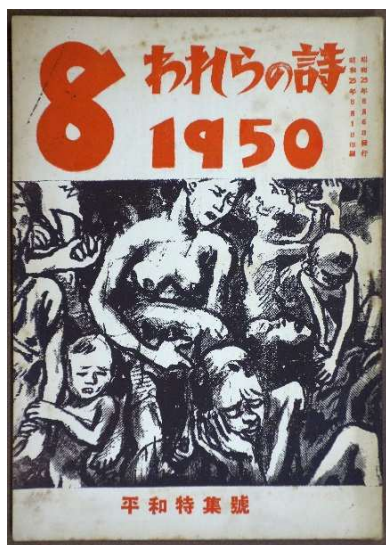
広島県が、法務府特別審査局からの指示を受けて、県内で活動する諸団体(団体等規正令に規定する「秘密的、軍国主義的、極端な国家主義的、暴力主義的及び反民主主義的な団体」)の動向を監視、調査、報告した文書の綴。昭和26年(1951)8月6日の平和祭をめぐる諸団体の動向を調査している。





▲ 『LIVING HIROSHIMA (生きている広島)』とその写真原稿 [田中嗣三資料 200526-4・31・53]

戦後初めて被爆地広島と広島県内の観光地を紹介したグラフ誌で、主に海外の人々向けに英文で作成されている(和文解説付き)。昭和24年(1949)5月10日初版発行。発行責任者は田中嗣三(1902～94)で、当時は広島県庁内の広島県観光協会に所属していた。写真は、昭和22年8月から約50日間、木村伊兵衛、大木実、菊地俊吉が県内各地で撮影したもので、戦後間もない時期の県内の風景や風俗を活写した貴重な資料である。



◀ 『われらの詩』第8号 平和特集号

昭和25年(1950)8月6日

[藤原浩修氏収集資料 201403-箱4-2]

『われらの詩』は、峠三吉(本名は三吉、1917～53)が中心となって、昭和24～28年(1949～53)に発行した詩誌である。

▶ 『アサヒグラフ』昭和27年(1952)8月6日号

[今堀誠二資料 199608-86]

昭和27年(1952)4月28日に連合国軍による日本占領が終結し、原爆報道のタブーが解けた。「原爆被害の初公開」と題したこのグラフ誌は大きな反響を呼び、70万部を売り尽くした。



▲ 映画『ひろしま』の撮影風景 昭和28年(1953)5月～7月

[広島築港百年史編纂委員会資料(藤原信雄殿所有写真) 200307-275]

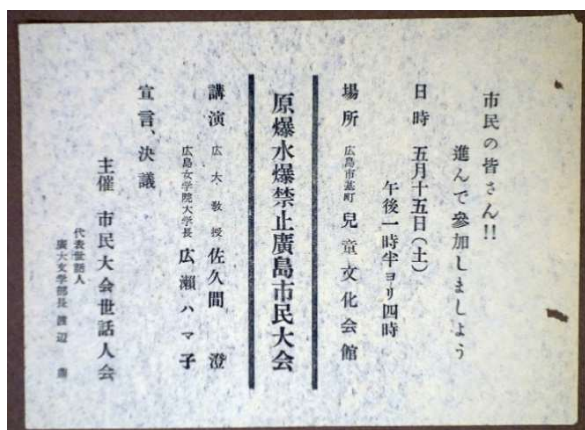
映画『ひろしま』は、長田新編『原爆の子—広島の子—』を原作として、日本教職員組合(日教組)が制作した作品である(監督は関川秀雄)。昭和28年(1953)5月から始まった現地ロケでは、延べ8万人以上の広島市民がエキストラとして参加し、被爆の状況を再現した。山田五十鈴や月丘夢路(広島市出身、写真右)らの著名な俳優も、平和を願う強い思いからこの映画に出演している。昭和30年のベルリン国際映画祭で長編映画賞を受賞。

この写真は映画の撮影風景で、場所は宇品の市営棧橋(写真左)と鉄道局跡(写真中・右、6月20日撮影)である。

3. 原水爆禁止運動の出発

昭和 29 年(1954) 3 月 1 日、アメリカはマーシャル諸島ビキニ環礁^{かんしやう}で水爆実験を実施した。付近で操業^{やいづ}していた焼津のマグロ漁船・第五福竜丸の乗組員 23 名が被爆^{くぼ}し、久保山愛吉無線長が半年後に亡くなった。この事件を契機として、原水爆禁止を訴える声が日本中に沸き上がった。全国の地方自治体が相次いで原水爆禁止を決議し、国会も「原子力の国際管理に関する決議」を行った。全国から原水爆禁止を求める 3,200 万人の署名が集まった。

このような情勢の中、昭和 30 年 8 月 6 日から 3 日間、原水爆禁止世界大会（第 1 回）が広島市公会堂で開催され、15 か国から約 2,600 人（公式参加者）が参加した。



▲ 原爆水爆禁止広島市民大会のちらし 昭和 29 年(1954) 5 月 15 日 [今堀誠二文書 199608-528]

ビキニ被災を機として全国的に原水爆禁止の世論が高まる中、広島では昭和 29 年(1954) 5 月 15 日に原爆水爆禁止広島市民大会が開催された。この大会では、原子兵器禁止の大会宣言が採択され、県内で 100 万人の署名を集めることと 8 月 6 日に平和大会を開くことを決定した。



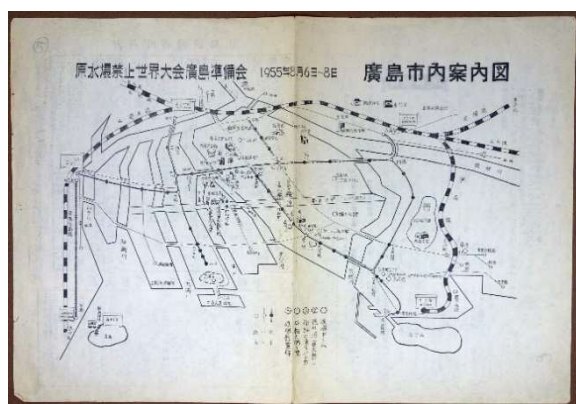
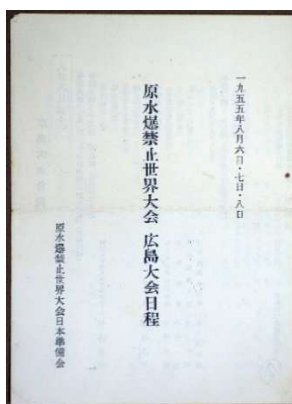
▲ 第 1 回原水爆禁止世界大会 昭和 30 年(1955) 8 月 6 日～8 日 [宇吹暁氏蔵文書 (藤居平一資料) 201904-24-9]



▲ 原爆・水爆禁止広島平和大会決議文 昭和 29 年(1954) 8 月 6 日 [広島県青年連合会文書 199507-86]

昭和 29 年(1954) 8 月 6 日、原爆・水爆禁止広島県民運動連絡本部の主催により原爆・水爆禁止広島平和大会が開催され、県内外から 137 団体、2 万人が参加した。

同連絡本部は、県内の 100 万人署名運動を成功させ、その目的を達成した。しかし、「ここまでより上って来た本運動をこの目的達成迄永久的なものに仕度い^{まで}」として、同年 9 月 7 日に原水爆禁止運動広島協議会と改称し、活動を推進することにした。翌年の原水爆禁止世界大会の構想はここで生まれた。



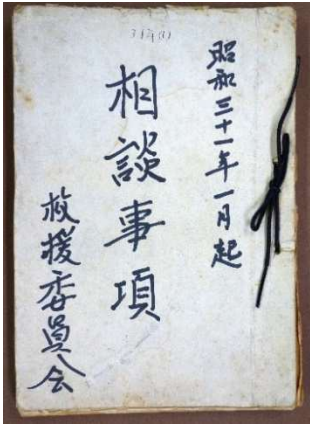
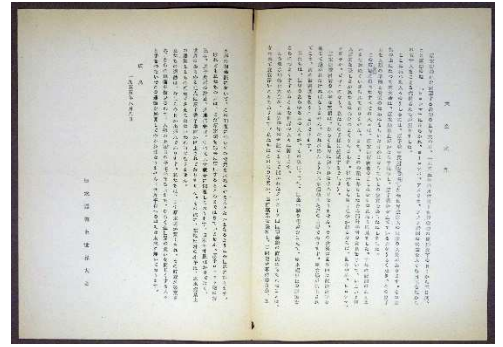
▲ 原水爆禁止世界大会広島大会日程、広島市内案内図 昭和 30 年(1955) 8 月 6 日 [今堀誠二文書 199608-510・509]

この大会は、もともとは原水爆禁止署名運動の報告大会として開催されたものであったが、以後毎年開催される原水爆世界大会の最初の大会となった。

▶ 大会宣言 昭和 30 年(1955) 8 月 8 日

[宇吹暁氏所蔵文書(藤居平一資料) 201904-25-27]

原水爆禁止世界大会の最終日に採択された大会宣言。原水爆被害者の救済が原水爆禁止運動の基礎であると訴え、「私たちの運動は、むしろ今日が発点であります」と宣言した。これを受けて、9 月 19 日に原水爆禁止日本協議会(日本原水協)が、9 月 22 日には原水爆禁止広島協議会(広島原水協)が結成され、翌年以降も毎年 8 月 6 日に大会を開くことになった。



◀ 相談事項 救援委員会 昭和 31 年(1956) 1 月～ [宇吹暁氏所蔵文書(藤居平一資料) 201904-6]

原水爆禁止世界大会を契機に、原爆被害者の救援活動は組織的かつ大規模な形で進められるようになった。広島原水協は発足と同時に、内部に原爆被害者救援委員会を設置し、組織的な救援活動を推進した。



▼ 日本被団協初代事務局長・藤居平一 [宇吹暁氏所蔵文書(藤居平一資料) 201904-23 所収]

藤居平一(1915～96、写真中央の人物)は、昭和 30 年(1955) 9 月に結成された原水爆禁止広島協議会(広島原水協)の事務局次長、及び原爆被害者救援委員会の幹事長を務め、被爆者の救援活動と組織化に尽力した。翌 31 年 5 月に結成された広島県原爆被害者団体協議会(広島県被団協)の事務局長に選出され、同年 8 月の第 2 回原水爆禁止世界大会(長崎)に合わせて開催された日本原水爆被害者団体協議会(日本被団協)の結成大会で、事務局長に選出された。

▲ 広島県原爆被害者大会宣言—世界への挨拶— 昭和 31 年(1956) 3 月 18 日

[宇吹暁氏所蔵文書(藤居平一資料) 201904-18-9]

日本原水協は、昭和 31 年(1956) 3 月中旬に「原水爆禁止国会請願デー」を企画し、広島ではこれに連動する形で全県的な原爆被害者大会を開催することになった。大会は 3 月 18 日に広島市立千田小学校で開催され、約 500 人が参加した。この大会で選出された県代表 41 名が 3 月 20 日の国会請願に参加し、鳩山一郎首相にも面会した。

「世界への挨拶(世界への挨拶)」は、森滝市郎(1901～94、倫理学者、被爆者援護と原水爆禁止運動を先導)が広島県原爆被害者大会の大会宣言として執筆したものである。この宣言を微修正の上、8 月 10 日の日本被団協の結成大会で世界に発表された。



◀ 第 5 回原水爆禁止世界大会ポスター 昭和 34 年(1959) 8 月 1 日～7 日

[日本社会党広島県連合会関係資料 200701-255-12]

昭和 34 年(1959) 8 月 1 日～7 日、第 5 回原水爆禁止世界大会が 4 年ぶりに広島で開催された。この年から翌 35 年にかけて、日米安全保障条約の改定に反対する運動(60 年安保闘争)が全国に拡大したが、この大会でも安保問題をめぐる発言が多く出された。自民党広島県連は、安保問題を大会に持ち込むことに強く反対し、日本原水協に慎重な行動を求めているが、大会が遺憾なものに終わったとして、8 月 8 日に「新しい原水協を県下につくり全国的な組織に盛り上げてゆく」という声明書を発表した。こうして 10 月に広島・長崎原爆被害者援護対策協議会が発足した。

翌年以降、日本原水協内部では、社会党系と共産党系の路線対立が顕在化し、昭和 36 年 9 月のソ連の核実験再開への対応をめぐって、対立が決定的となった。

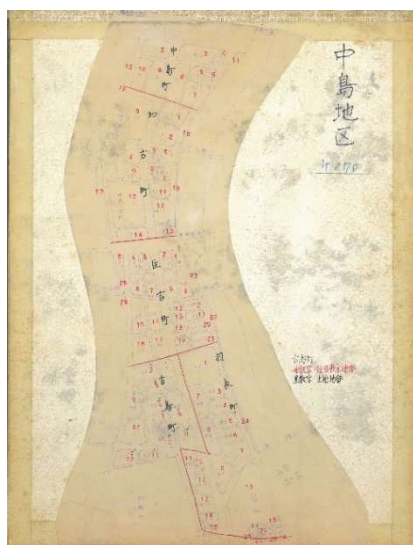
4. 広島復興と被爆者援護の進展

昭和 21 年(1946)、原爆で壊滅的被害を受けた広島市中心部で戦災復興土地区画整理事業が始まった。昭和 24 年 8 月 6 日には広島平和記念都市建設法が公布・施行され、この法律に基づく広島平和記念都市建設計画により、街づくりが進められた。

また、占領が終結した昭和 27 年 4 月から、戦傷病者戦没者遺族等援護法による軍人遺族の援護が再開され、原爆死没者にも適用された。しかし、一般の被爆者への援護は、昭和 32 年 4 月、原子爆弾被爆者の医療等に関する法律（原爆医療法）の施行を待たなければならなかった。

その後、昭和 43 年 9 月に、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律が施行され、原爆医療法と合わせた「原爆二法」に基づく被爆者援護施策が推進された。

被爆 50 年の平成 7 年(1995) 7 月には、原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（被爆者援護法）が施行され、従来の施策を充実・発展させた総合的な対策を実施することになった



◀ 新町名・新地番明細図（中島地区） 広島県広島復興事務所

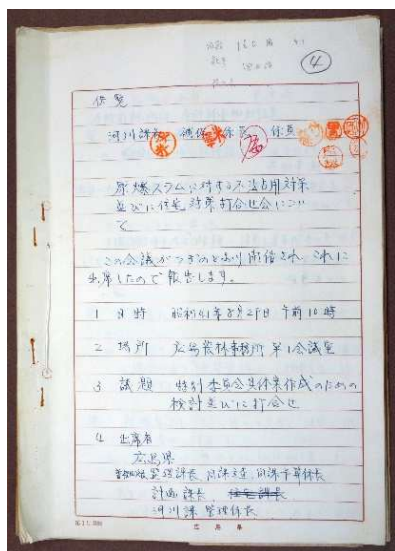
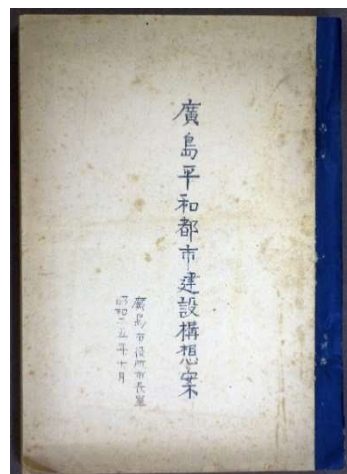
[県行政文書 S01-2012-627]

広島市の戦災復興土地区画整理事業は、市中心部の半径 2 km の土地（当初の計画面積 1,520ha）を対象として実施された。対象地のうち東部を広島市が、西部を広島県が担当し、昭和 21 年(1946)10 月に都市計画決定、11 月から施行された。事業期間は昭和 47 年 1 月までの 25 年以上に及び、土地区画の整理・確定によって、街づくりの基盤が築かれた（最終的な施行面積は 1,093ha）。この資料は、土地区画整理（換地）が終了した後の新町名・新地番の明細図で、中島地区のものである。

▶ 広島平和都市建設構想案 広島市役所 市長室 昭和 25 年(1950)10 月

[小川家文書 200603-2-5-10]

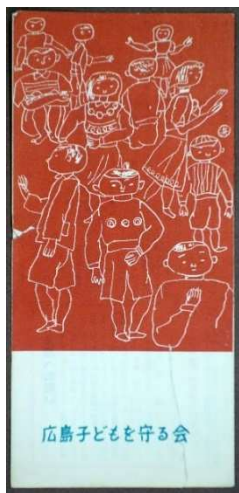
広島平和記念都市建設法の趣旨を踏まえて、広島市役所市長室がまとめた広島平和都市建設構想案。平和都市の理念や建設の目標を掲げた後、建設計画の中心的課題（平和施設、国際的文化施設、観光施設の建設）と一般的課題について述べ、具体的な方策を提案している。この構想案で提起された課題については、その後検討が進められ、昭和 27 年(1952) 3 月に広島平和記念都市建設計画が策定された。



◀ 原爆スラムに対する不法占用対策並びに住宅対策打合せ会について 昭和 41 年(1966) 8 月 29 日 [県行政文書 S01-2003-701 所収]

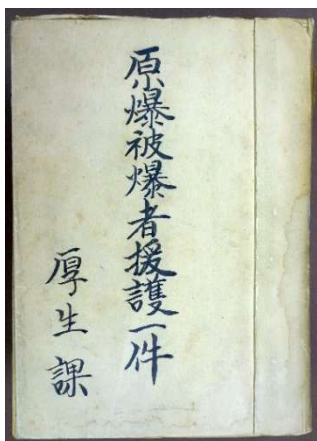
昭和 39 年(1964)10 月に広島市が実施した調査によると、戦後基町などに建築された不法占用のバラック住宅（いわゆる「原爆スラム」）は総数 6,087 戸、6,910 世帯で、このうち原爆被爆者は 1,901 戸、2,126 世帯であった。

この資料は、県と市の担当者による原爆スラム対策の打合せ会議の復命書で、市は、地区内の被爆者を低家賃で公営住宅に入居させるとともに、被爆者以外は仮設住宅へ入居させた後、公営住宅への入居を斡旋するほか、自力移転させるという方針を示している。



◀ 広島子どもを守る会のリーフレット [今堀誠二文書 199608-574]

広島子どもを守る会は、昭和 28 年 (1953) 2 月 22 日に結成された(顧問: 長田新、会長: 森滝市郎)。ノーマン・カズンズが提唱した精神養子運動にならない、原爆孤児たちに養育資金や育英資金をおくる運動を進めた。この運動は、昭和 39 年 5 月にすべての子どもが 18 歳を超えるまで続けられた。



◀ 原爆被爆者援護一件

厚生課 昭和 31~33
(1956~58)年度

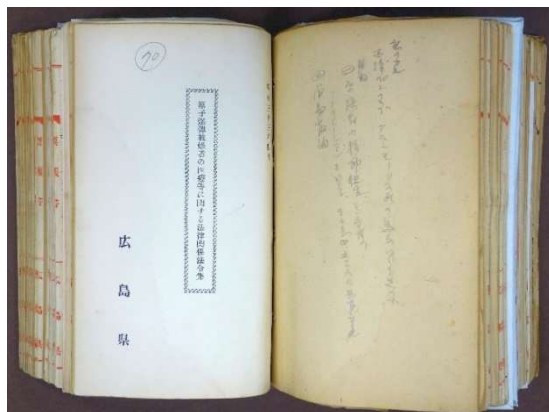
[県行政文書 S01-90-652]

被爆者援護行政が始まった時期に広島県が作成した行政文書を収録した簿冊。被爆者の実態調査や、原爆医療法、広島原爆障害対策協議会関係の文書、被爆者に対する巡回相談などのほか、市民から寄せられた手紙(原爆症患者への千羽鶴・見舞金送付)も綴られている。

▶ 原子爆弾被爆者の医療等に関する法律関係法令集 広島県 昭和 33 年(1958) 4 月 [県行政文書 S01-90-652 所収]

昭和 32 年(1957) 4 月に施行された原子爆弾被爆者の医療等に関する法律(原爆医療法)の関係法令集。この法律によって、被爆者健康手帳が約 20 万人に交付され、年 2 回の健康診断による健康管理と、認定疾病に対する医療給付が行われるようになった。

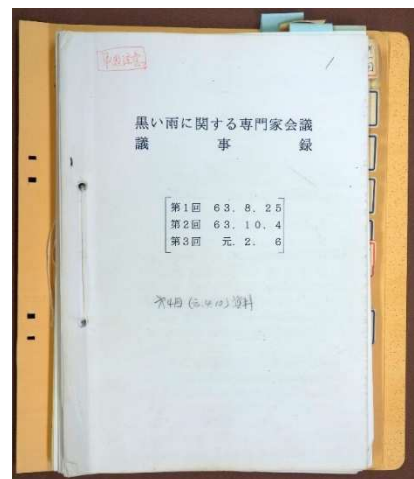
昭和 43 年 9 月には、原子爆弾被爆者に対する特別措置に関する法律(原爆特別措置法)が施行され、認定疾病被爆者に対する特別手当の支給と、特別被爆者で造血機能障害等一定の疾病にかかっている者に対する健康管理手当の支給が行われるようになった。



◀ 原爆被爆者援護のしおり 広島県福祉保健部 原爆被爆者対策課 平成 7 年(1995) 7 月

[行政資料 4050-97-146]

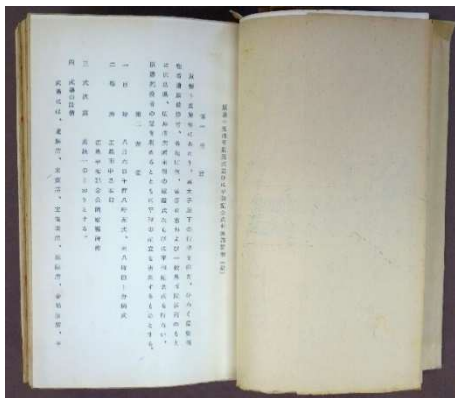
平成 7 年(1995) 7 月に施行された原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(被爆者援護法)により、特別葬祭給付金の支給が行われるようになり、特別手当・健康管理手当・保険手当・介護手当の支給のための所得制限が撤廃された。



▶ 黒い雨に関する専門家会議議事録 原爆被爆者対策課

昭和 63 年(1988)~平成 3 年(1991) [県行政文書 S01-2007-920]

この会議は、広島県と広島市が設置し、全 10 回開催された。黒い雨の実態とその雨に含まれていた放射能による人体への影響について、科学的・合理的に解明する方法の有無、およびその有効性について検討し、現時点における放射能の残存と人体への影響は認められないと報告した。



◀ 原爆十五周年行事に関する行政文書 昭和 34～35(1959～60)年度

[県行政文書 S01-91-231～235]

安保問題で騒然としていた昭和 34 年(1959)12 月、広島県議会は、翌年原爆十五周年の大慰霊祭を行うことを決議した。昭和 35 年 2 月 17 日、広島県・広島市及び県・市両議会の四者会議が行われ、県議会側から、大慰霊祭を 8 月 6 日の午前 8 時 15 分を中心に県・市合同で開催したいと申し入れがあった。市側は、それまで 9 年間開催してきた平和記念式典と同一日時・場所で開催することに難色を示したが、協議の結果、2 月 26 日の会議で共同開催を決定した。式典の正式名称は「原爆十五周年慰霊式並びに平和記念式典」とし、政治的・思想的な団体の参加を認めず、静かに原爆犠牲者の冥福を祈る日とする方針が決定された。8 月 6 日の式典には約 4 万人が参列、皇太子が原爆慰霊碑に献花し、「お言葉」を述べられた。これまでに、県と市が共催した式典は、この時の 1 回だけである。



▲ 内閣総理大臣として初めて広島平和記念式典に参列した佐藤栄作首相
昭和 46 年(1971) 8 月 6 日
[県行政文書(広報写真) S05-2002-3883-15]



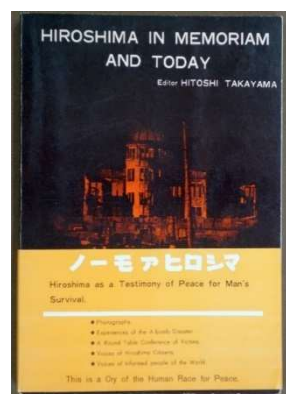
▲ 広島平和記念資料館を訪れた三木武夫首相 昭和 51 年(1976) 8 月 6 日 [県行政文書(広報写真) S05-2002-3008]

3 日後の 8 月 9 日には、内閣総理大臣として初めて長崎の式典にも参列した。



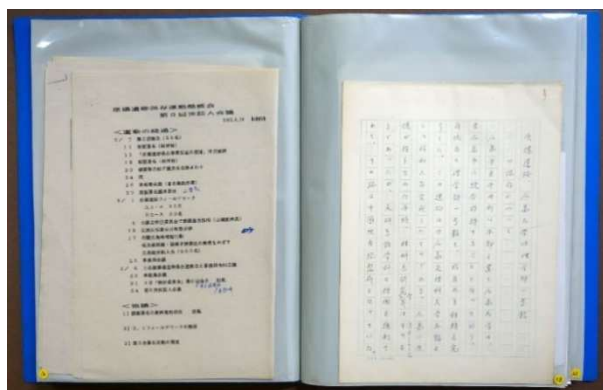
▲ 広島市原爆死没者慰霊式・平和祈念式 平成 7 年(1995) 8 月 6 日 [県行政文書(広報写真) S05-2002-560-10]

被爆 50 年のこの式典には、村山富市首相が参列した。この年 7 月に被爆者援護法が施行された。



◀ 『HIROSHIMA IN MEMORIAM AND TODAY (広島追憶と今日)』高山等著 [高山等資料 200203-219]

たかやまひとし 高山等氏は、広島市で被爆。昭和 37 年(1962)頃から被爆体験の聞き取りを始め、証言を英訳して昭和 44 年に『広島追憶』を出版、海外の要人へ頒布した。その後、今日の広島についても知らせてほしいという要望を受け、本書を出版した。



▲ 原爆遺跡保存運動懇談会の関係資料 平成元～9 年(1989～97) [後藤陽一資料 200901-2]

主要参考文献

- ・宇吹暁著『ヒロシマ戦後史』岩波書店 平成 26 年 7 月
- ・「資料が語る被爆 60 年」広島県立文書館 平成 17 年 7 月
- ・「『原水爆時代』と今堀誠二文書」
広島県立文書館 平成 19 年 8 月
- ・「平成 13 年度収蔵文書展 広島戦後の記録 1945-1970」
広島県立文書館 平成 13 年 10 月

令和 7 年度 第 2 回収蔵文書の紹介展 広島県立文書館所蔵の原爆関係資料

発行日 令和 7 年(2025) 11 月 11 日
編集・発行 広島県立文書館(担当 荒木清二)
〒730-0052 広島市中区千田町三丁目 7-47
TEL 082-245-8444 FAX 082-245-4541
E-mail monjokan@pref.hiroshima.lg.jp